

御茶山町地区の地区計画

■地区整備計画

決定 平成2年8月1日 東松山市告示第130号



建築物等に関する事項

地区の面積	約18.9ha
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
壁面の位置の制限	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車等の車庫の柱を除く)又は高さ2mを超える門、及び工作物(電柱等は除く)は、その面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。</p> <p>但し、物置その他これらに類する用途に供するもので軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの、及び地区計画決定日以前から150㎡未満である土地に建築する建築物等はこの限りでない。</p>
建築物等の高さの制限	<p>敷地地盤面から12mとする。</p> <p>但し、公共施設及び住居地域内*の建築物についてはこの限りではない。</p>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>屋外広告物は、美観、風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。</p> <p>敷地地盤面の盛土の高さはその敷地が接する道路の中心線の最も高い地点から30cm以内とする。</p>
かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。</p> <p>(1)生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。)</p> <p>(2)竹垣、板さく(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け植樹を施すものとする。)</p> <p>(3)透視可能フェンス(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、基礎の高さは60cm以下のもの。但し、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け植樹を施すものとする。)</p> <p>(4)ブロック塀等(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け植樹を施すものとする。)</p>

※ 現在は第二種住居地域

■地区区分図



垣又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm以上後退させて植栽します。

(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。

(2) (4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m以上とします。

